

省 令

○農林水産省令第三十一号
植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成六年四月二十二日

農林水産大臣 畑 英次郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十二号）の一部を次のように改正する。
別表一の二の項植物の欄中「及び台湾から発送
され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種
のパパイヤであつて農林水産大臣が定める基準に
適合しているもの」を「台湾から発送され、他
の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパパイ
ヤであつて農林水産大臣が定める基準に適合して
いるもの及びフィリピン共和国から発送され、他
の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパパイ
ヤであつて農林水産大臣が定める基準に適合して
いるもの」に改め、「れいしであつて農林水産大臣
が定める基準に適合しているもの」の下に「及び
中華人民共和国から発送され、他の地域を経由し
ないで輸入されるれいしであつて農林水産大臣が
定める基準に適合しているもの」を加える。

附 則

この省令は、平成六年四月二十五日から施行す
る。